

久留米市 中小企業融資のご案内

久留米市では、中小企業者の皆様が必要とされる資金の調達を応援し、経営発展の支援を行っています。

5. 利子補給と保証料補給

久留米市内の中小企業の皆様の負担を軽減する取組みとして、信用保証料と支払利子をそれぞれ助成する制度があります。				
制度名	対象資金	対象借入額	補給額	申請時期（注3）
保証料補給	上記参照	350万円以内	信用保証料全額(注1)	保証料支払日から3ヶ月以内
利子補給(注2)	緊急経営支援、新事業展開支援(一部)、新規開業、販わい創出支援	限度なし	借入れ後1年間の支払利子の全額(延滞利子分除く)	融資実行日から1年経過後

(注1) 経営安定資金(小口資金、小規模企業者振興資金、短期安定資金)は、借入期間を5年とした場合の信用保証料額を限度額とします。

(注2) 緊急経営支援資金、新規開業資金、販わい創出支援資金からの借換資金は、利子補給の対象となりません。
 新事業展開支援資金の利子補給対象は、事業内容が次のいずれかに該当するものに限り、
 ・高度医療関連産業 ・ハイオ、食品加工関連産業 ・自動車、産業機械関連産業 ・低炭素型社会貢献産業
 ・海外ビジネス展開事業 ・新たな雇用の創出 ・デジタル技術を活用した販路拡大又は生産性向上の取組

(注3) 申請書等は、保証料補給は金融機関、利子補給は久留米市からお渡しします。指定された期日までに申請しなければ、補助は受けられません。

6. 緊急経営支援資金の認定

- (1) 緊急経営支援資金の認定にかかる必要な書類
- 「一般枠」
(次のうちいずれかの資料)
・セーフティネット保証の認定書
・最近3ヶ月及び前年同期の売上が確認できる帳簿等
 - 「経済対策特別枠」
直近の事業所税の申告書(控え)
 - 「災害復旧枠」
り災証明書
- *印鑑(個人の場合は代表者の印鑑、法人の場合は印鑑登録している代表者印)をご準備ください。
- (2) 認定窓口 商工政策課(市役所11階)または各総合支所産業振興課
- (3) その他 認定申請書は、市HPからダウンロードできます。
- ※事業所税は、「資産割」と「従業者割」から構成され、免税点を超過すれば、課税対象となります。
 (資産割の免税点) 久留米市内に所在する事業所等の床面積を合計した延床面積が1,000㎡以下
 (従業者割の免税点) 久留米市内の事業所等の従業者数の合計が100人以下

7. 新事業展開支援資金・販わい創出支援資金の認定

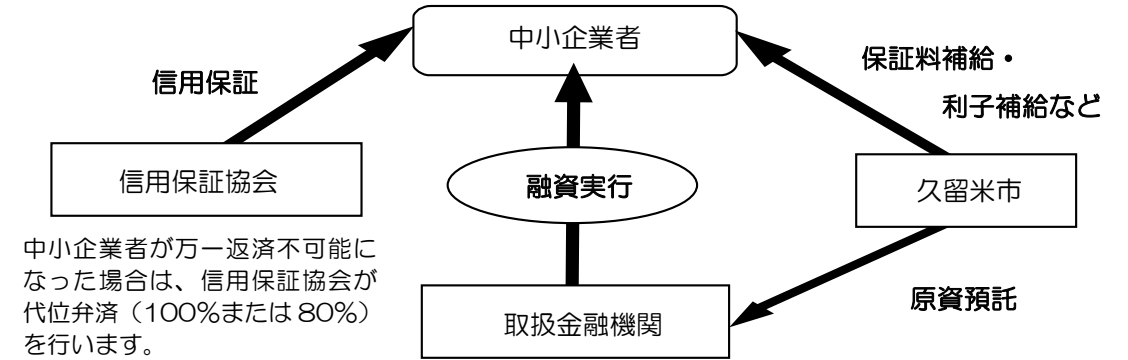
- 認定にかかる必要な書類
- 融資対象事業所申請書
 - 事業計画書
 - 見積書など
- ※ご利用の方は、事前に市にご相談ください。

8. 久留米市融資制度の相談窓口(まずはお気軽にご相談ください)

●久留米市商工政策課	TEL 30-9133	FAX 30-9707
新産業創出支援課	TEL 30-9136	FAX 30-9707
産業振興課 田主丸総合支所	TEL 0943-72-2110	FAX 0943-72-3819
北野総合支所	TEL 78-3569	FAX 78-3377
城島総合支所	TEL 62-2115	FAX 62-3732
三瀬総合支所	TEL 64-2315	FAX 65-0957
●久留米商工会議所経営支援課	TEL 33-0213	FAX 33-0933
●久留米南部商工会	TEL 64-3649	FAX 64-4850
●久留米東部商工会	善導寺事務所 TEL 47-1231	FAX 47-0823
	北野事務所 TEL 78-3311	FAX 78-4873
●田主丸町商工会	TEL 0943-72-2816	FAX 0943-73-0313

1. 久留米市中小企業融資のしくみ

この制度は、久留米市内の中小企業の皆様の経営の安定にお役立ていただくことを目的として、久留米市と福岡県信用保証協会及び取扱金融機関との相互協力により成り立っています。



2. ご利用要件

- 久留米市内に事業所を有する中小企業者であること
- 信用保証協会の保証対象業種であること
- 市税を完納していること
- 特定非営利法人(NPO法人)も利用可能(但し利用できる制度や必要書類が異なりますので必ず事前に市にご相談ください)

暴力団または暴力団員が関与する中小企業者は、融資の利用ができません

3. お申し込みに必要な書類(チェックリストとしてご利用ください)

- | 個人事業の方 | |
|---|----|
| <input type="checkbox"/> 信用保証協会全国統一申込書式 | 1部 |
| <input type="checkbox"/> 市税の滞納のない証明書 | 1通 |
| <input type="checkbox"/> 印鑑証明書の写し
※3ヶ月以内のもの | 1通 |
| <input type="checkbox"/> 確定申告書の写し(2期分) | 1部 |
| <input type="checkbox"/> (設備資金の場合)
見積書、カタログ、設計書等 | 1部 |
| <input type="checkbox"/> (許認可を必要とする業種の場合)
許認可証の写し | 1部 |
| <input type="checkbox"/> (緊急経営支援資金・新事業展開支援資金・
販わい創出支援資金の場合)
認定書 | 1部 |
| <input type="checkbox"/> (新規開業資金の場合) 所得証明書 | 1部 |
| <input type="checkbox"/> その他必要と認める書類 | |

- | 法人事業の方 | |
|---|----|
| <input type="checkbox"/> 信用保証協会全国統一申込書式 | 1部 |
| <input type="checkbox"/> 市税の滞納のない証明書 | 1通 |
| <input type="checkbox"/> 印鑑証明書の写し
※3ヶ月以内のもの | 1通 |
| <input type="checkbox"/> 決算書(2期分)・残高試算表 | 1部 |
| <input type="checkbox"/> 登記簿の履歴事項全部証明書 | 1部 |
| <input type="checkbox"/> (設備資金の場合)
見積書、カタログ、設計書等 | 1部 |
| <input type="checkbox"/> (許認可を必要とする業種の場合)
許認可証の写し | 1部 |
| <input type="checkbox"/> (緊急経営支援資金・新事業展開支援資金・
販わい創出支援資金の場合)
認定書 | 1部 |
| <input type="checkbox"/> (新規開業資金の場合) 所得証明書 | 1部 |
| <input type="checkbox"/> その他必要と認める書類 | |

4. 久留米市中小企業融資制度一覧

制度名		使 途	限度額	利率 ※2	借入期間 (据置)	保証料率	保証人	要件 ※1	申込場所	指定金融機関	保証料 補給	利子 補給
①長期事業資金		設 備 運 転	5,000万円	1.7% (1.5%)	運転7年 設備10年 (1年)	0.45~ 0.92%	原則として 法人は代表者 個人は不要	共通要件のみ	久留米市商工政策課 市総合支所産業振興課			
経 営 安 定 資 金	②小口資金	設 備 運 転	2,000万円	1.6% (1.4%)	7年 (1年)	0.45~ 0.92%	原則として 法人は代表者 個人は不要	共通要件のみ	久留米商工会議所 久留米南部商工会 久留米東部商工会 田主丸町商工会 指定金融機関	福岡銀行 筑邦銀行 佐賀銀行 西日本シティ銀行	○	-
	③小規模企業者 振興資金		2,000万円	1.3%		0.5~ 1.12%		市内小規模企業者。本制度の申込金額と既存の保証付融資残高の合計が 2,000万円以内であること				
	④短期安定資金	運 転	2,000万円	1.5% (1.3%)	1年	0.45~ 0.92%	原則として 法人は代表者 個人は不要	特に緊急に必要と認められる資金				
緊 急 経 営 支 援 資 金	⑤一般枠	運 転 (限定付で設備資金)	1,000万円	1.46% (1.26%)	7年 (1年)	0.45~ 0.84%	原則として 法人は代表者 個人は不要	次の①~③いずれかに該当する方 ①中小企業信用保険法第2条第5項に基づく認定を受けた方 ②最近3ヶ月の売上高が前年同期と比較して10%以上減少した方 ③災害等の発生により被害を受けた方(限定付で設備資金の申込可)	久留米市商工政策課 市総合支所産業振興課 久留米商工会議所 久留米南部商工会 久留米東部商工会 田主丸町商工会 指定金融機関 ※事前に市の認定が必要	福岡中央銀行 佐賀共栄銀行 十八親和銀行 北九州銀行 筑後信用金庫 大川信用金庫 福岡県信用組合 商工中金	○	○
	⑥経済対策特別枠	運 転	1,000万円					事業所税が課税されている方(事業所税が全額減免される方は除く)				
	⑦危機関連枠	設 備 運 転	1,000万円	1.26%		0.57%		中小企業信用保険法第2条第6項に基づく認定を受けた方				
	⑧災害復旧枠	設 備 運 転 (復旧に必要な資金)※3	1,000万円	0.8%		0%		次のいずれかに該当する資金 ①「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により「激 甚災害」もしくは「局地激甚災害」のいずれかに指定された災害を受け、 事業の復旧に必要な資金 ②「災害救助法」の適用を受け、事業の復旧に必要な資金 ①及び②と同等の災害と市長が認めた災害を受け、事業の復旧に必要な資金				
⑨新事業展開支援資金		設 備	5,000万円	1.3%	10年 (1年)	0.3~ 0.6%	原則として 法人は代表者 個人は不要	次のいずれかに該当する方 ①新商品等の開発または生産を行う方 ②1年以上同一事業を行っている方で、新たな分野への進出 (日本標準産業分類表の小分類が異なるもの)を行う方 ③デジタル技術を活用した販路拡大又は生産性向上を行う方	久留米市商工政策課 指定金融機関 ※事前に市の認定が必要	福岡銀行 筑邦銀行 筑後信用金庫	-	○ (一部)
⑩都心部・地域商業 賑わい創出支援資金		設 備 (1)店舗の新・改装費 (2)商店街整備事業に 必要な資金	(1)3,000 万円 (2)5,000 万円	1.3%	10年 (1年)	0.3~ 0.6%	原則として 法人は代表者 個人は不要	(1)小売業者及び飲食業者で、次のいずれかに該当する方 ①都市計画区域における商業地区で営業する方 ②久留米市地域商業等活性化出店促進事業費の補助対象区域で営業する方 (2)協同組合など	久留米市商工政策課 指定金融機関 ※事前に市の認定が必要	福岡銀行 筑邦銀行 西日本シティ銀行 筑後信用金庫	○	○
⑪新規開業資金		設 備 運 転	2,000万円	1.26% 1.16%	10年 (1年)	0%	原則として 法人は代表者 個人は不要	次の①と②すべてに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、市内で貸付実行日から1ヶ月(会社は2ヶ 月)以内(特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書のある場 合は6ヶ月以内)に開業する具体的な計画がある方、または申込時点で開 業後6ヶ月未満の方 ②別に定める創業塾等を融資申込の日前2年以内に受講し、かつ良好な成績 で修了している方 上記に該当する方で、次のいずれかに該当する方 ・女性、若者(30歳未満)、シニア(55歳以上)の方(年齢は融資申込時点) ・特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書のある方 ・市外から転入し18ヶ月以内に融資申し込みを行う方、または、保証決定 時点までに市外から転入した方	久留米市 新産業創出支援課 久留米商工会議所 久留米南部商工会 久留米東部商工会 田主丸町商工会	福岡銀行 筑邦銀行 佐賀銀行 西日本シティ銀行 福岡中央銀行 佐賀共栄銀行 十八親和銀行 北九州銀行 筑後信用金庫 大川信用金庫 福岡県信用組合 商工中金	-	○

※1 共通要件は以下のとおりです。
 (1) 久留米市内に事業所を有する企業者であること (2) 信用保証協会の保証対象業種であること (3) 市税を完納していること
 ※2 ()内の利率はセーフティネット保証1~6号、危機関連保証利用時に適用されます。
 ※3 既存借入の借換はできません。ただし、緊急経営支援資金(災害復旧枠)からの借換は除きます。

□■ 返済条件緩和措置 ■□
 資金繰りに支障が生じている中小企業者を対象に、久留米市の制度融資(新事業展開支援資金、賑わい創出支援資金を除く)の返済条件を緩和しています。
 1. 最長返済期間の延長 最長2年(短期安定資金は最長1年間)
 2. 元金返済猶予措置 最長2年(短期安定資金は最長1年間)
 両方組み合わせることも可能です。資金を利用している金融機関にてお申込ください。

令和3年度

久留米市緊急経営支援資金 新型コロナウイルス感染症特別枠

事業者の皆様の資金繰りを支援します

中小企業の皆様に

最大**500**万円まで貸付

5年間の無利子化と据置期間で

最大5年間返済負担が実質ゼロ

貸付期間10年以内
(元金据置5年以内)

● 県内でも最低水準の

利率0.8%

● 保証料は市が全額負担

保証料0%

● 支払い負担をさらに軽減

5年間実質無利子

この融資のご利用には、まずセーフティネット保証4号又は危機関連保証の認定が必要です

【セーフティネット保証4号の認定要件】

- ① 原則、1年以上事業を継続していること。
- ② 令和2年新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比較して20%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少すると見込まれること。

【危機関連保証の認定要件】

- ① 令和2年新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障を来している中小企業者
- ② 原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少すると見込まれること。

【500万円借入のケース】

融資：500万円

返済（利率0.8%/年）

市が利子を全額補助
約15万円（当初5年間計）

保証料

市が保証料を全額負担：約22万円

金融機関

保証協会

据置期間
最大5年

中小法人

個人事業者

すでに本資金の借入がある場合（例350万円借入あり）

- 以下いずれかになります。
- ① 既コロナ枠からの借換え（500万円）による申込みもしくは
- ② 追加融資額分（150万円）を新規に申込み

なお、セーフティネット保証等の認定書の有効期間が終了している場合は、再度市に手続きが必要です。

【お問合せ】 〒830-8520 久留米市城南町15番地3
久留米市商工観光労働部商工政策課
Tel：0942-30-9133 Fax：0942-30-9707
メール：syoko@city.kurume.fukuoka.jp



詳細は裏面をご覧ください

1 融資条件等のご案内

資 金 名	緊急経営支援資金（新型コロナウイルス感染症特別枠）
要 件	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット保証4号もしくは危機関連保証の認定を受けていること ・久留米市内に事業所を有する中小企業者であること ・信用保証協会の保証対象事業者であること
資 金 使 途	運転資金・設備資金
利 率	0.8%
限 度 額	500万円
貸 付 期 間	10年以内（元金据置5年以内）
保 証 料 率	0%（市が保証料を全額負担）
利 子 補 給	市が最初の5年間の利子のうち、延滞利子を除く利子額を全額補給 ※申請時期は、融資実行日から1年経過後です。
取 扱 金 融 機 関	福岡銀行、筑邦銀行、西日本シティ銀行、福岡中央銀行、北九州銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、佐賀共栄銀行、商工中金、筑後信用金庫、大川信用金庫、福岡県信用組合 の市内各支店
受 付 期 間	令和4年3月31日まで ※保証協会の受付日を基準とします。 （なお、国セーフティネット保証4号や危機関連保証の指定期間に応じて、受付期間が短縮される場合があります）

2 お申し込みに必要な書類（チェックリストとしてご利用ください。）

※融資のお申し込みの際は、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

個人事業の方

- 信用保証協会全国統一申込書式 1部
- 印鑑登録証明書の写し 1通
※3ヶ月以内のもの
- 確定申告書の写し（2期分） 1部
- セーフティネット保証4号認定書
もしくは危機関連保証認定書 1部
- (設備資金の場合)
見積書、カタログ、設計書等 1部
- (許認可を必要とする業種の場合)
許認可証の写し 1部
- その他必要と認める書類

法人事業の方

- 信用保証協会全国統一申込書式 1部
- 印鑑登録証明書の写し 1通
※3ヶ月以内のもの
- 決算書（2期分） 1部
- 登記簿の履歴事項全部証明書 1部
- セーフティネット保証4号認定書
もしくは危機関連保証認定書 1部
- (設備資金の場合)
見積書、カタログ、設計書等 1部
- (許認可を必要とする業種の場合)
許認可証の写し 1部
- その他必要と認める書類

※この資料では、中小企業信用保険法第2条第5項第4号をセーフティネット保証4号、中小企業信用保険法第2条第6項を危機関連保証と記載しています。

久留米市中小商工業融資委員会 名簿
 (任期: 令和2年9月1日から令和4年8月31日まで)

	氏名	備 考
市 議 会	原口 和人	久留米市議会議員
	小林 ときこ	久留米市議会議員
	権藤 智喜	久留米市議会議員
	甲斐田 義弘	久留米市議会議員
	塚本 弘道	久留米市議会議員
業 界 代 表	穴見 英三	久留米商工会議所 専務理事
	西野 恵子	久留米商工会議所 女性会会長代行
	松田 シクエ	久留米南部商工会 女性部部长
	鹿田 孝子	久留米東部商工会 女性部部长
	小林 整子	田主丸町商工会 女性部部长
	渡辺 日菜子	中小企業診断士
金 融 機 関	三善 憲二	福岡銀行 久留米営業部長
	平田 和久	筑邦銀行 融資グループ長
	木下 高明	筑後信用金庫 部長
	成清 周吾	福岡県信用保証協会 久留米支所長

事務局：商工観光労働部商工政策課

TEL：0942-30-9133

○久留米市中小商工業融資委員会規則

昭和39年4月1日
久留米市規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例(昭和33年久留米市条例第8号)第3条の規定に基づき久留米市中小商工業融資委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し意見を答申するものとする。

- (1) 中小商工業者に対する融資金の融資額および融資条件に関する事項
- (2) その他融資に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 業者代表
- (3) 金融機関代表

(任期)

第5条 前条の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第6条 委員会に委員長および副委員長1人を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集しその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、商工観光労働部において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(久留米市産業融資委員会規則の廃止)

2 久留米市産業融資委員会規則(昭和33年久留米市規則第10号)は、廃止する。

附 則(昭和39年10月21日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年4月1日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年4月1日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年8月7日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年12月10日規則第56号)

この規則は、平成5年12月15日から施行する。

附 則(平成9年4月1日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月31日規則第29号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第134号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月15日規則第16号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年8月31日規則第98号)

この規則は、平成28年9月1日から施行する。